

昭和四十三年運輸省令第五十八号

大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車を定める省令

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第六項の規定に基づき、大気汚染防止法

第二条第六項の自動車を定める省令を次のように定める。

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）第二条第十七項の

環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二

条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつ

て、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガ

スをいう。）を燃料とするものとする。

第二条 法第二条第十七項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付

自転車とする。

附
則

この省令は、大気汚染防止法の施行の日（昭和四十三年十二月一日）から施行する。

附
則
(昭和四五年七月二三日運輸省令第六四号)

この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附
則
(昭和四六年七月一日総理府令第四一号)

この府令は、公布の日から施行する。

附
則
(昭和四七年三月二九日總理府令第七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附
則
(昭和四六年七月一日総理府令第一一号)

この府令は、平成九年四月一日から施行する。

附
則
(平成一一年八月一四日總理府令第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十

三年一月六日）から施行する。

この府令の施行の日の前日において従前の環境庁の臨時水俣病認定審査会の組織等に関する総理府令第二条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附
則
(平成一三年八月三日環境省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附
則
(平成一七年五月二七日環境省令第一三号)

この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附
則
(平成二四年三月三〇日環境省令第九号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附
則
(平成二七年六月二四日環境省令第二六号)

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

附
則
(令和二年一〇月一五日環境省令第二五号)

（施行期日）

第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）

の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第六条の規定 令和四年四月一日

二 第三条及び第七条の規定 令和五年十月一日

（経過措置）

体等工事であつて、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。）次項において同じ。）については、なお従前の例による。

前項の規定によりなお従前の例によることとされた解体等工事に係る特定粉じん排出等作業の実施の届出は、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の様式第三の四による届出書によってすることができる。

第二条 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の四から第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解